

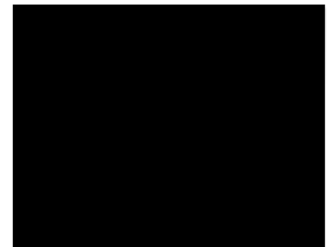
法務省民商第898号
平成24年4月3日

法務局長民事行政部長 殿
(除く東京局)
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

登記の抹消の申請書に添付すべき書面について(通知)

標記の件について、別紙1のとおり東京法務局民事行政部長から照会があり、別紙2のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



1 法 1 第 2 3 0 号

平成 2 4 年 3 月 2 8 日


法務省民事局商事課長 殿

東京法務局民事行政部長

登記の抹消の申請書に添付すべき書面について（照会）

登記の抹消の申請書には、登記された事項につき無効の原因があることを証する書面（以下「無効原因証書」という。）を添付しなければならないとされている（商業登記法（昭和 3 8 年法律第 1 2 5 号）第 1 3 4 条第 2 項（他の法令において準用する場合を含む。））ところ、無効原因証書の作成者（作成者のほかに署名者又は記名押印者がいるときは、これらの者を含む。以下同じ。）が、当該申請書に記載された抹消すべき登記事項に係る登記の申請書に添付された書面（以下「抹消すべき登記に係る添付書面」という。）の作成者と異なる場合（作成者が複数ある場合において、作成者の一部が異なるときを含む。）には、裁判書の謄本その他の公務員が職務上作成した書面が添付されている場合を除き、当該登記の抹消の申請は受理することができないものと考えますが、いささか疑義がありますので、照会します。

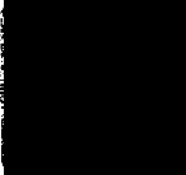
また、無効原因証書の作成者の名義と抹消すべき登記に係る添付書面の作成者の名義とが同一である場合であっても、これらの書面に押印された印鑑の全部又は一部が異なるときは、当該無効原因証書に作成者が登記所に提出している印鑑が押印されているとき又は当該無効原因証書に押印された印鑑につき市区町村長の作成した証明書が添付されているときを除き、当該登記の抹消の申請は受理することができないと考えますが、いささか疑義がありますので、併せて照会します。



法務省民商第897号
平成24年4月3日

東京法務局民事行政部長 殿

法務省民事局商事課長



登記の抹消の申請書に添付すべき書面について（回答）

本年3月28日付け1法1第230号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおりと考えます。